

新型コロナウイルス感染症対策資金【県制度】

新制度

県制度資金信用保証料補助金【川本町制度】

新型コロナウイルスにより影響を受けた事業者の方は以下の制度をぜひご活用ください。

島根県中小企業制度融資 経済変動等資金

●令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金

制 度 名	令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金
対 象 者	<p>新型コロナウイルスの発生に起因して、以下の影響を受けている中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人</p> <p>売上高等が、最近1ヶ月間が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間が前年同月に比して20%以上減少が見込まれるもの</p> <p>※川本町によるセーフティネット保証4号指定の認定書が必要となります。</p>
融 資 限 度 額	8,000万円
資 金 使 途	運転資金、設備資金 ※借り換え不可
融 資 期 間	10年以内（据置期間1年以内を含む）
返 済 方 法	元金均等分割返済
貸 付 利 率	責任共有外 年1.10%（固定）
信用保証料率	年0.40%～年0.71%
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります。
連 帯 保 証 人	<p>法人：取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります。</p> <p>個人：原則として不要</p>
取 扱 期 間	<p>令和2年3月9日～令和2年6月1日</p> <p>※状況によっては変更となる場合があります。詳しくは金融機関又は商工会へお問い合わせください。</p>
問 い 合 わ せ 先	川本町商工会、町内金融機関等

※融資については、金融機関などの審査がありますので、ご了承ください。

川本町中小企業支援補助金

●新型コロナウイルス感染症対策資金信用保証料補助金

対 象 者	島根県の融資制度である「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」の融資を受けた町内の事業者
補 助 対 象	融資を受けた際に支払った保証料額
補 助 金 額	一括払い又は分割払いの初回分の全額（上限30万円）
問 い 合 わ せ 先	川本町産業振興課、川本町商工会

※詳細につきましてはお気軽にご相談ください。

<問い合わせ先>

川 本 町 商 工 会 : TEL.0855-72-0123 FAX.0855-72-2516
 川本町産業振興課 : TEL.0855-72-0636 FAX.0855-72-1136